

## 役員等に対する報酬及び費用弁償規程

### (趣旨)

第1条 社会福祉法人城北会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、勤務半日につき5,000円、勤務1日につき10,000円とする。

2 役員等の理事会出席及び評議員会出席、並びに監査の従事については1回当たり5,000円の日当を支給する。ただし、1項による報酬との重複支給は行わない。

### (職員である者の特例)

第3条 役員等であつ、社会福祉法人城北会職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、城北会旅費規程別表の区分（施設長、事務長）を適用する。

### (旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

### (準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、城北会職員の例による。

## 附 則

この規程は平成26年3月24日から施行する。

2 平成29年3月24日 一部改正 評議員の報酬を追加

3 平成29年6月26日 一部改正 第2条報酬の額改正